

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月31日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
善通寺警察署	平成27年1月7日
琴平警察署	〃
東かがわ警察署	〃
高松南警察署	〃
高松北警察署	平成27年1月8日
機動隊	〃
運転免許課	〃
警察学校	〃
高速道路交通警察隊	平成27年1月13日
交通機動隊	〃
公安課	平成27年1月27日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
地域課	〃
生活環境課	〃
少年課	〃
交通企画課	平成27年1月28日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
総務課	平成27年1月29日
広聴・被害者支援課	〃
企画課	〃

人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
さぬき警察署	平成27年3月10日
高松東警察署	〃
小豆警察署	〃
坂出警察署	〃
高松西警察署	〃
丸亀警察署	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど、一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

(ア) 自動販売機の設置料に係る収入手続が遅延していた。(高松南警察署)

(イ) 証紙収納簿及び証紙収納報告書の一部に記載誤りがあった。また、証紙を貼付した書類に月ごとの通し番号が記入されていなかった。(小豆警察署)

###### イ 契約について

空調設備保守点検業務委託について、前年度に指導したにもかかわらず、業務仕様書に記載された機器の型番と保守点検報告書とが一致していなかった。また、一部の機器(全熱交換機)の点検結果が記載されていなかった。(機動隊)

##### (3) 検討指示事項

該当事項なし